

2025年度 早稲田大学法科大学院
法学既修者試験 論述試験
憲 法
(出題の趣旨)

【出題の趣旨】

本問は、国・都道府県が、宗教的施設の敷地として公有地を無償貸与することが、政教分離（憲法 20 条・89 条）に違反するか否かを問う出題である。参考とすべき判例は、空知太神社事件判決（最大判 2010・1・20 民集 64 卷 1 号 1 頁。以下「空知太判決」と略す）であり、同判決は長谷部恭男ほか編『憲法判例百選 I（第 7 版）』（有斐閣、2019 年）にも掲載されている基本判例である（47 事件・104 頁）。

空知太判決で問題となった神社には世俗的要素が認められない一方、本問で問題となった施設については、施設の外観や利用方法の観点から一定の世俗的要素を認めることも可能であるため、その事案の差異が、事件の解決との関係でどのような意味を持つのかを検討することが期待される。また、本件施設の世俗的要素の評価は、事案に即して各自が判断することが期待されている。

なお、本件施設の世俗的要素の論点は、宗教性と世俗性が同居する事案として、目的効果基準に基づいて検討することも可能であろう。ただし、目的効果基準に基づいて論理を進めると、富平神社事件判決（最大判 2010・1・20 民集 64 卷 1 号 128 頁のように、施設を無償で譲与することで政教分離原則違反の状態を解消することは困難となる（特定の宗教を助長・促進することになるので）。政教分離原則と信教の自由の保護が衝突する場面だからこそ、空知太判決の審査方法（総合衡量）が妥当すべきだ——政教分離原則の根本目的である信教の自由の保護を優先させる形で違憲状態を解消すべきだ——との視点も忘れるべきではない（この点については、前掲『憲法判例百選 I』106 頁の長谷部解説を参照）。

基本判例を正確に理解し、事案を丁寧に分析する能力は、法科大学院の学修において必須である。学部段階でも、重要判例については「事実の概要」を精読することが期待される。

以上